

昨年4月に食品の用途発明に関する特許庁の審査基準が改訂。三枝国際特許事務所(大阪市中央区・林雅仁代表弁理士)は食品分野における知的財産権全般に関するサービスの強化に努めている。食品業界でも徐々に周知され始めた用途特許の現状や今後の課題について同事務所副所長の中野睦子弁理士に聞いた。

三枝国際特許事務所



副所長 弁理士

中野 睦子氏

「用途特許取得に向けた食品業界の現状は。中野 審査基準の改訂を受け、各企業がこれまで蓄積してきた研究成果を出願するなど、用途特許の取得に向けた取り組みを加速させている。」

「用途発明、用途特許って何？」という反応からどうすれば食品で取得できるのかというところまで進んだといえる。各企業の取り組みはより具体的なものに。中野 食品の特許を取

得する場面で用途発明は、従来の数値限定やパラメータ発明、製法発明などと同様に、権利化のための選択肢の一つとして定着しつつある。つまり、用途特許を前提として、取得に向けてどうするかというところまで認識は進んでいる。相談内容も「こういう研究成果が出ている。用途発明として権利化した

特許戦略という側面から、より専門的な知識が求められる印象を受ける。

中野 特許戦略とは？ 例えば、研究に

用途発明 周知のものへ 特許の共通認識化、重要性増す

は、戦略的なクレームを立てる上で有用だ。各企業の研究者、必要に応じて企画開発の人と話し合い、理解を深めながら提案をしていく必要がある。 — 専門的な相談ができる重要性が増しますね。 中野 その通り。世の中にある多くの公知技術をかいくぐって権利化するにはどうすればいいのか、智恵を絞る必要がある。生理学などの技術的な知識と特許性や効力範囲に関する特許の専門知識がかみ合って初めて、広くて強いクレームができるかと考える。

中野 自社の権利がどこまで効力があり、ヘルスクレームをどこまでうたえるのか。また、他社の特許がある場合、その権利効力はどこまで及ぶのかを常に気にしておく必要がある。他社特許を確認せずに商品特徴をアピールすることは危険。効果をうたいたいなら、他社特許の存在を確認し、さらに自社でも権利を取得することが、食品業界でも必須になりつつある。

中野 情報共有や、意識の統一も重要ですね。 中野 その通り。広くて強い特許の取得には知財部と他部署との連携が重要になる。部署間で特許の重要性を共通認識した上で、広くて強い特許取得にはどのような実験データが必要か、最新の審査実務に基づいて知財部が研究部に指導していく体制も必要だ。そのためには、商品開発のための研究と特許を取るための研究は別枠であることをマネージメントサイドが理解し、余裕を持ったスケジュールを組むことも必要である。

中野 新たな機能を持つ商品の開発は加速する？ 中野 新たな機能を見つめることはそう簡単なことではない。用途発明が認められる前は、投資をして市場が取れない、商品を出してもまねられることから投資がしにくかった。今は権利を取ることでも独占的市場を獲得でき、投資分を回収できる環境が整ったといえる。本当の意味で他社と差別化するためには、新しい機能を見つけていかなければならない。これから、新たな機能を見いだし、その機能を有する食品開発に向けた投資が活発化する可能性は十分にある。

中野 ビジネスにおける特許の重要性を社内ですべて強い特許の取得には、商品開発とは別に多くの実験が必要になる。その業務の必要性と重要性を認め、業績の一つとして評価していく体制を作るのが、結果として自社ビジネスを守り、攻める権利につながる。